

令和 8 年 7 月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和 8 年 7 月 3 0 日（木）午前 9 時 3 0 分～午前 1 0 時 2 0 分

2. 場 所

河内長野市役所 7 階 行政委員会室

3. 出席委員

小川教育長、嘉名教育長職務代理者、大矢委員、河野委員、小山委員

4. 7 月定例教育委員会会議録署名委員

教育長、嘉名教育長職務代理者、大矢委員

5. 事務局出席者

尾西教育推進部長、生田教育推進部教育監、古城教育総務課長、篠崎学校教育課長、森口学校教育課参事、西川学校教育課参事、濱田社会教育第 1 課長、山本社会教育第 2 課長、太田社会教育第 2 課参事、松村教育総務課長補佐、早川教育総務課主幹

6. 会議要録

開 会

小川教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和 8 年 7 月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

小川教育長

前回の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。
特にご異議等がありませんでしたので、会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

小川教育長

7月の会議の会議録の署名は、私のほかに嘉名教育長職務代理者と大矢委員
にお願いします。

嘉名教育長職務代理者、大矢委員

了解しました。

(3) 教育長報告

小川教育長

次に教育長報告にうつります。

令和8年6月23日から令和8年7月29日までの間の活動の主なものを
申し上げます。

まず、6月23日火曜日は、総務福祉教育常任委員会に出席しました。丹羽
選手（プロサッカー）の表敬訪問に同席しました（市長応接室）。教育フォーラム
で講師挨拶を行いました（ノバティホール）。定例教育委員会会議に出席しまし
た。

24日水曜日は、予算常任委員会に出席しました。O T T A 防犯協定締結
式に出席しました。

25日木曜日は、府教育庁市町村教育室長の応接を行いました。学校給食
会理事会に出席しました。

26日金曜日は、本会議に出席しました。総務福祉教育常任委員会に出席し
ました。

27日土曜日、28日日曜日は、人事関係業務に従事しました。

29日月曜日は、西中学校自動販売機設置を視察しました。

30日火曜日は、かわちながのD a y 給食試食会に参加しました（給食センタ

ー）。南河内地区人事協議会・南河内地区教育長協議会に出席しました（府民センター）。

7月1日水曜日は、校長会に出席しました。

2日木曜日は、コミュニティ・スクール連絡会に出席しました。

3日金曜日は、小山田小学校プール授業を視察しました（菊水スイミングスクール）。府都市教育長協議会に出席しました（アウィーナ大阪）。

7日火曜日は、庁議に出席しました。

8日水曜日は、教頭会に出席しました。

9日木曜日は、青少年健全育成わかば基金運営委員会に出席しました（ノバティホール）。

10日金曜日は、長野高等学校ワークショップを視察しました。

11日土曜日は、社会を明るくする運動市民集会に出席しました（キックス）。

14日火曜日は、長野小学校市役所見学に対応しました。ようこそえほんといっしょを視察しました（ゆめつく）。千代田小学校プールを視察しました。

16日木曜日は、連合生徒会を視察しました。

18日土曜日は、中学校吹奏楽フェスティバルを視察しました（ラブリーホール）。加賀田サマーフェスティバルを視察しました（加賀田小学校）。美加の台夏まつりを視察しました（美加の台小学校）。

21日火曜日は、庁議に出席しました。社会教育委員会議で挨拶を行いました。

23日木曜日は、庁議に出席しました。長野高等学校ワークショップを視察しました。

24日金曜日は、愛・いのち・平和展を視察しました（キックス）。府都市教育長協議会夏季研修会に出席しました（アウィーナ大阪）。

25日土曜日は、日本個性化教育学会に出席しました（武庫川女子大学）。

26日日曜日は、J C大阪ブロック大会開会式典に出席しました（ラブリーホール）。J C河内長野サマーフェスティバルを視察しました（ノバティ平面駐車場・旧西條薬局跡地・長野中学校）。スペランツァ大阪交流会に出席しました（コノミヤテラス）。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

小川教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

小山委員

6月25日木曜日令和8年度市町村教育委員会研究協議会に出席しました（オンライン）。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではこれで教育委員報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

小川教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第18号「学校教育法附則第9条に規定する一般図書の給付について」説明をお願いします。

篠崎学校教育課長

議案第18号「学校教育法附則第9条に規定する一般図書の給付について」ご説明いたします。議案書は3ページ、議案説明資料は2ページをご覧ください。小中学校で使用する教科書につきましては、学校教育法第34条及び第49条により、小学校及び中学校においては文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用しなければならないとなっていますが、支援学級におきましては、学校教育法附則第9条により、検定教科書以外の一般図書を採択することが可能となっております。ただし、検定教科書と附則第9条によって採択した一般図書の両方は給付できないことから、採択権のある市教育委員会はどちらか一方しか採択することができません。検定教

科書に代わる附則第 9 条を採択することになった場合は、一般図書が支援学級に在籍する児童・生徒の教育指導計画に沿った教科用図書として適切かどうかを慎重に判断する必要があります。さらに本市においては保護者からの「みんなと同じ教科書を使用してほしい」という要望もございまして、教育委員会としましては、検定教科書を給付した上で、支援学級の予算から図書購入の予算を活用し、各学校において児童・生徒に有用な一般図書を購入しています。このことから、令和 9 年度につきましても、従来どおり拡大教科書を除き、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の給付は行わず、当該学年用の検定教科書を給付することの議決を求めるものでございます。説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

小川教育長

この件につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

河野委員

教科書を採用するかどうかについては、個別ではなく、一括で決定するという仕組みになっているのでしょうか。

仮に、一部の保護者の方から「特定の教科書ではなく、別の教材を使いたい」といった希望があった場合はどうなるのでしょうか。

篠崎学校教育課長

それにつきましては、支援学級において市の予算で別途必要な教材を購入し、それを活用して学習を行う形をとっております。「通常の教科書を受け取らず、代わりに別の図書を購入・支給する」という運用は市としては行っておりません。

そのため、保護者が望まれる場合や、子どもたちの学習に別の図書が必要な場合は、市が確保している予算を活用して別途学習を進めるという形になります。

河野委員

それは、必ずしも一括で選択肢を一つに決めなければならないものなのですか。

篠崎学校教育課長

通常の教科書を使用するか、代替教材を併用するか等については、市として方針を決定する必要があります。

小川教育長

本市の場合は、基本的には一般的な教科書を一括して採択・使用しますが、別途予算による教材の整備も充実させておりますので、幅広く柔軟に個別対応ができる体制となっています。

大矢委員

支援用の予算で購入した教材というのは、その子にそのまま渡してしまうのか、それとも使用する学年の間だけ貸与する形なのでしょうか。

篠崎学校教育課長

教材にもさまざまな種類がありますので、個別に活用する場合や、学校の備品としてみんなで共有して活用する場合もあります。一概にどちらかとは言えず、現在の支援学級の子どもたちは多様な教材を使用していますので、状況に応じた活用をしているところです。

大矢委員

例えばドリルなど、書き込んでしまうような教材であれば、結果的に進呈する形になるということでしょうか。

生田教育推進部教育監

基本的には、一般的な児童・生徒がドリル等を購入するのと同様です。同じ学年のものを購入する子もいれば、異なる学年のものを購入する子もあり、それは教材費として保護者にご負担いただく部分もあります。

ただ、これらはあくまで教科書の補完・代替としての位置づけであり、現実問題とし

て、該当する通常の教科書をまったく使わないというケースはほとんどありません。現状としてはほぼ全員が教科書を手にしており、授業内でその学習目標が当該学年のものとは異なる設定であっても、それぞれに意味を持たせて活用しています。その結果として、子どもたちに当該学年用の教科書を有効に使ってもらえているものと考えております。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第 18 号「学校教育法附則第 9 条に規定する一般図書の給付について」を承認いたします。

小川教育長

議案第 19 号「令和 9 年度使用小・中学校教科用図書の採択について」説明をお願いします。

篠崎学校教育課長

議案第 19 号「令和 9 年度使用小・中学校教科用図書の採択について」ご説明いたします。議案書は 3 ページから 5 ページを、議案説明資料は 3 ページをご覧ください。小・中学校の教科書につきましては、令和 5 年度に小学校の教科用図書について、令和 6 年度に中学校の教科用図書の採択を行ったところです。小・中学校の令和 9 年度の使用教科用図書につきましては義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条において、毎年度、教科用図書を採択することとなっています。また同法施行令第 15 条第 1 項の規定において、4 年間同じ教科用図書を採択することとされています。令和 8 年 4 月 22 日付け教小中第 1269 号大阪府教育委員会教育長通知におきましても、令和 7 年度に採択したものと同一の教科用図書を採択しなければならないという通知もあるところでございます。これらに基づきまして、令和 7 年度に採択した教科書と同一である議案書の 4 ページにございます、令和 9 年度小学校教科用図書一覧が、昨年度採択いたしました今年度使用しております小学校の教科用図書と同一のものでございます。そして、5 ページに

ございます、令和 9 年度使用中学校教科用図書一覧が、昨年度採択いたしました今年度使用しております中学校の教科用図書と同一のものでございます。これらを採択することの議決を求めるものでございます。説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

小川教育長

この件につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

小山委員

教科書を選ぶのは 4 年に一回なのでしょうか。また、改めてどの発行元の書籍にするかなどを選定する場があるということでしょうか。

篠崎学校教育課長

議案説明資料に記載の参照法令（第 15 条）にもありますように、基本的には教科書は 4 年間同じものを使用します。

4 年ごとに、国で新たな検定を通過した教科書が発行されます。学校の教職員が調査員となり、その調査報告をもとに、教育委員会において最終的な採択を行うという流れになっております。

時期としましては、基本的には小学校は令和 10 年度、中学校は令和 11 年度（※次期改訂時）になるかとは思いますが、学習指導要領の改訂時期や今後の状況等によって期間が変動する可能性も現在のところ想定されます。

小川教育長

採択の時期には、調査員の先生方がしっかりと積み上げて分析された、非常に詳細な分析資料が届きます。事前に教科書や分析資料をご覧いただけるようになっており、非常に見ごたえもあります。

ただ、今後はデジタルの話題なども出てきておりますので、次回の審査のあり方をどのようにしていくのかという課題もあります。

生田教育推進部教育監

これまでのやり方のままでよいのかということを考えていかなければなりません。現場の教育現場や指導主事の負担も含め、デジタルの部分の審査量が相当な規模になりますので、今後の進め方についてはしっかりと検討していきたいと考えております。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第19号「令和9年度使用小・中学校教科用図書の採択について」を承認いたします。

(5) 報告案件（要旨）

・報告第16号「労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について」
社会教育第2課（ふるさと歴史学習館・滝畑文化財の森センター）、労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和8年3月26日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨を報告したものの。

・報告第17号「令和7年度河内長野市学校給食会の事業及び決算の報告について」学校給食事業を行っている河内長野市学校給食会の令和7年度の事業及び会計収入支出決算について、その内容を報告したものの。

(6) その他報告（要旨）

社会教育第2課

○図書館でのイベント

- さわる絵本・布の絵本大公開 8月号広報掲載
- めざせ！！図書館マスター 8月号広報掲載
- みんなで楽しむ昔話の会 8月号広報掲載
- 録音図書体験会 8月号広報掲載

- 図書館資料展示 テーマを設定して関連の図書館資料を展示しています。
- ふるさと歴史学習館の催し
 - ちいさな給食をつくろう！～工作で楽しむ給食モチーフ～8月号広報掲載
- 大阪・お城フェス2026に出展します 8月号広報掲載

閉 会

小川教育長

以上で7月定例教育委員会を閉会します。

令和８年８月定例教育委員会開催日程

１．日 時

令和８年８月３１日（月） 午前９時３０分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

２．場 所

河内長野市役所７階 行政委員会室

6月23日(火)	総務福祉教育常任委員会出席 丹羽選手（プロサッカー）表敬訪問同席（市長応接室） 教育フォーラム講師挨拶（ノバティホール） 定例教育委員会会議出席
6月24日(水)	予算常任委員会出席 OTTA 防犯協定締結式出席
6月25日(木)	府教育庁教育振興室長応接 学校給食会理事会出席
6月26日(金)	本会議出席 総務福祉教育常任委員会出席
6月27日(土)	人事関係業務従事
6月28日(日)	人事関係業務従事
6月29日(月)	西中学校自動販売機設置視察
6月30日(火)	かわちながの Day 給食試食会（給食センター） 南河内地区人事協議会・南河内地区教育長協議会出席（府出席（府民センター））
7月1日(水)	校長会出席
7月2日(木)	コミュニティ・スクール連絡会出席
7月3日(金)	小山田小学校プール授業視察（菊水スイミングスクール） 府都市教育長協議会出席（アウィーナ大阪）
7月7日(火)	庁議出席
7月8日(水)	教頭会出席
7月9日(木)	青少年健全育成わかば基金運営委員会出席（ノバティホール）
7月10日(金)	長野高等学校ワークショップ視察
7月11日(土)	社会を明るくする運動市民集会出席（キックス）
7月14日(火)	長野小学校市役所見学対応 ようこそえほんといっしょ視察（ゆめつく） 千代田小学校プール視察
7月16日(木)	連合生徒会視察
7月18日(土)	中学校吹奏楽フェスティバル視察（ラブリーホール） 加賀田サマーフェスティバル視察（加賀田小学校）

	美加の台夏まつり視察（美加の台小学校）
7月21日（火）	庁議出席 社会教育委員会議挨拶
7月23日（木）	庁議出席 長野高等学校ワークショップ視察
7月24日（金）	愛・いのち・平和展視察（キックス） 府都市教育長協議会夏季研修会出席（アウリーナ大阪）
7月25日（土）	日本個性化教育学会出席（武庫川女子大学）
7月26日（日）	J C大阪ブロック大会開会式典出席（ラブリーホール） J C河内長野サマーフェスティバル視察（ノバティ平面駐車場・ 旧西條薬局跡地・長野中学校） スペランツァ大阪交流会出席（コノミヤテラス）

令和 8 年 7 月 定例教育委員会会議

議 案 書

令和 8 年 7 月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

- 議案第 18 号 学校教育法附則第 9 条に規定する一般図書の給付
について
(説明担当 学校教育課・・・p. 3)
- 議案第 19 号 令和 9 年度使用小・中学校教科用図書の採択につ
いて
(説明担当 学校教育課・・・p. 4)

(報告案件)

- | | |
|-----------|--|
| 報告第 1 6 号 | 労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について

(説明担当 教育総務課・・・p. 7) |
| 報告第 1 7 号 | 令和 7 年度河内長野市学校給食会の事業及び決算
の報告について

(説明担当 学校教育課・・・p. 8) |

議案第 18 号

学校教育法附則第 9 条に規定する一般図書の給付について

令和 9 年度において河内長野市立小中学校に設置されている特別支援学級に在籍している児童生徒に対しては、拡大教科書を除き、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の給付は行わず、当該学年用の検定教科書を給付する。

令和 8 年 7 月 30 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

議案第 19 号

令和 9 年度使用小・中学校教科用図書の採択について

令和 9 年度使用小・中学校教科用図書を、「令和 9 年度使用小学校教科用図書一覧」及び「令和 9 年度使用中学校教科用図書一覧」のとおり
採択する。

令和 8 年 7 月 30 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

令和 9 年度使用小学校教科用図書一覧

種 目	発行者番号	発行者略称	書 名
国 語	38	光村	国語
書 写	17	教出	小学 書写
社 会	2	東書	新しい社会
地 図	46	帝国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6 年
算 数	116	日文	小学算数
理 科	61	啓林館	わくわく理科
生 活	17	教出	せいかつ
音 楽	27	教芸	小学生の音楽
図画工作	116	日文	図画工作
家 庭	9	開隆堂	わたしたちの家庭科
保 健	2	東書	新しい保健
外 国 語	9	開隆堂	Junior Sunshine
特別の教科 道 徳	116	日文	小学道徳 生きる力／ 道徳ノート

令和 9 年度使用中学校教科用図書一覧

種 目	発行者番号	発行者略称	書 名
国 語	38	光村	国語
書 写	17	教出	中学書写
社 会 (地理的分野)	46	帝国	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社 会 (歴史的分野)	46	帝国	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
社 会 (公民的分野)	116	日文	中学社会 公民的分野
地 図	46	帝国	中学校社会科地図
数 学	2	東書	新しい数学
理 科	61	啓林館	未来へひろがる サイエンス
音 楽 (一 般)	27	教芸	中学生の音楽
音 楽 (器楽合奏)	27	教芸	中学生の器楽
美 術	116	日文	美術 1 美術との出会い 美術 2・3 上 学びの実感と深まり 美術 2・3 下 学びの探求と未来
保健体育	224	学研	中学保健体育
技術・家庭 (技術分野)	9	開隆堂	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて
技術・家庭 (家庭分野)	9	開隆堂	技術・家庭 家庭分野 自立しともに支え合う生活へ
外国語 (英 語)	9	開隆堂	Sunshine English Course
道 徳	116	日文	中学道徳 あすを生きる / 中学道徳 あすを生きる 道徳ノート

報告第 16 号

労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第 36 条に基づく労使協定の
締結について、別冊 1 のとおり報告する。

令和 8 年 7 月 30 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

報告第 17 号

令和 7 年度河内長野市学校給食会の事業及び決算の報告について

令和 7 年度河内長野市学校給食会の事業及び決算について、別冊 2 の
とおり報告する。

令和 8 年 7 月 30 日

河内長野市教育委員会教育長 小川 祥

別冊 1

報告第 16 号関係

労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について

河内長野市教育委員会事務局

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	27111300576000	所管市町村	長野県	長野労働基準監督署
法人番号	6000020272167			

事業の種類	事業の種類	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間
市立ふるさと歴史学習館事業	市立ふるさと歴史学習館	(〒586-0036) 河内長野市高向 2230 番地の 5 (電話番号: 0721-64-1580)	令和8年7月1日 ～令和9年6月30日

時間外労働	必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (標準労働者数)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 1 箇月 ①については45時間まで、 ②については42時間まで	1年 ①については360時間まで、 ②については320時間まで
	会期の迫った展示等の準備作業に係る業務、あるいは突発的に発生した埋蔵文化財・その他の文化財の調査に伴う業務に従事するため。	展示等の準備 文化財の調査	1人	7時間45分	所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	起算日 (年月日) 令和8年7月1日
	① 下記②に該当しない労働者	展示等の準備など	2人	7時間30分	所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 (任意)
	② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	文化財の調査	5人	6時間	45時間	360時間
	なし	文化財の調査	2人	6時間	45時間	360時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (標準労働者数)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の数	労働させることができる 法定休日の数
	会期の迫った展示等の準備作業に係る業務、休日に実施せざるを得ないイベントに従事するため。休日に実施せざるを得ない文化財の調査に伴う業務に従事するため。	展示等の準備 文化財の調査 イベントの開催	3人	月曜日、火曜日、火曜日のうち別に定める1日、祝休日 に替わる日、年末年始(12月29日～1月3日)	河内長野市立ふるさと歴史学習館条 例施行規則に定める休館日(月曜日) のうち1箇月に2日以内	始業 午前8時45分 終業 午後5時15分
	会期の迫った展示等の準備作業に係る業務、休日に実施せざるを得ないイベントに従事するため。休日に実施せざるを得ない文化財の調査に伴う業務に従事するため。	展示等の準備 文化財の調査 イベントの開催	1人	月曜日、火曜日、火曜日のうち別に定める2日、年末年始(12月29日～1月3日)	同上の規則に定める休館日(月曜日) のうち1箇月に2日以内	始業 午前9時00分 終業 午後5時00分
	①②会期の迫った展示等の準備作業に係る業務、休日に実施せざるを得ないイベントに従事するため。突発的に発生した、埋蔵文化財・その他の文化財の調査に従事するため。	①②展示等の準備 ①②イベントの開催 ①文化財の調査	① 2人 ② 1人	月曜日、火曜日、火曜日のうち別に定める3日、年末年始(12月29日～1月3日)	同上の規則に定める休館日(月曜日) のうち1箇月に2日以内	始業 午前9時00分 終業 午後5時00分
	会期の迫った展示等の準備作業に係る業務、休日に実施せざるを得ないイベントに従事するため。	文化財の調査	1人	月曜日、火曜日、火曜日のうち別に定める4日、年末年始(12月29日～1月3日)	同上の規則に定める休館日(月曜日) のうち1箇月に2日以内	始業 午前9時00分 終業 午後5時00分
	会期の迫った展示等の準備作業に係る業務、休日に実施せざるを得ないイベントに従事するため。	展示等の準備 イベントの開催	2人	月曜日、火曜日、火曜日のうち別に定める5日、年末年始(12月29日～1月3日)	同上の規則に定める休館日(月曜日) のうち1箇月に2日以内	始業 午前9時00分 終業 午後5時00分

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☑
(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和 8年 6月 30日
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 河内長野市立ふるさと歴史学習館長 上田 明彦 印

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(書面(回覧)による代表者意向表明) 河内長野市立ふるさと歴史学習館長の選出は、協定の当事者である労働者の過半数で組織する労働組合である又は協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。☑

(チェックボックスに要チェック)

上記協定の当事者である労働者が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は協定の当事者である労働者の過半数を代表すること。☑

上記協定の当事者である労働者が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は協定の当事者である労働者の過半数を代表すること。☑

上記協定の当事者である労働者が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は協定の当事者である労働者の過半数を代表すること。☑

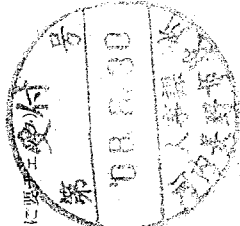
令和 8年 6月 30日

河内長野市 市長殿

使用人

氏名 小川 祥

氏名 河内長野市教育委員会



様式第9号（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

（1）「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

（2）「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

（3）「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。

5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること）に労働させることができる日数を記入すること。

6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。

7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにし、実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、雇

出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

10 本様式で記入部分が必要な場合同一場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされるときは協定）の内容を本様式に付記して届ける場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

2 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号	27111300576000000000	勤務先	事務所	勤務番号	第1号事業場番号
法人番号	6000020272167				

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
滝畑ふもと文化財の森センター業務		市立滝畑ふもと文化財の森センター		河内長野市滝畑 483 番地の 3 （電話番号： 0721-63-0201）		令和 8 年 7 月 1 日～ 令和 9 年 6 月 30 日	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定労働時間 (1 日) (任意)	1 日	1 年 (①)については 360 時間まで、 ②については 42 時間まで	延長することができる時間数
	① 下記②に該当しない労働者 時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 管理運営業務 文化財保全・活用業務	7 人	7 時間 45 分	7 時間 45 分	1 箇月 (①)については 45 時間まで、 ②については 42 時間まで	1 年 (①)については 360 時間まで、 ②については 42 時間まで
	② 1 年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	業務の種類 なし				所定労働時間を 法定労働時間を超える時間数 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 法定労働時間を超える時間数 超える時間数 (任意)
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定休日 (任意)	法定休日 の 日 数	労働させることができる 法定休日における始業及び終業の時刻	労働させることができる 法定休日における始業及び終業の時刻
	① 滝畑ふもと文化財の森センター業務 時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 管理運営業務 文化財保全・活用業務 文化財調査業務	2 人	月曜日、火～日曜日のうち別に定める 1 日、祝休日に替わる日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)	2 人	日勤：始業 午前 8 時 45 分、終業 午後 5 時 15 分、早出：始業 午前 7 時 30 分、終業 午後 4 時 00 分、遅出：始業 午前 11 時、終業 午後 7 時 30 分、夜勤：始業 午後 4 時 45 分、終業 翌午前 9 時 15 分	日勤：始業 午前 8 時 45 分、終業 午後 5 時 15 分、早出：始業 午前 7 時 30 分、終業 午後 4 時 00 分、遅出：始業 午前 11 時、終業 午後 7 時 30 分、夜勤：始業 午後 4 時 45 分、終業 翌午前 9 時 15 分
	② 滝畑ふもと文化財の森センター業務 時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 管理運営業務 文化財保全・活用業務 文化財調査業務	3 人	月曜日、火～日曜日のうち別に定める 2 日、祝休日に替わる日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)	3 人	日勤：始業 午前 8 時 45 分、終業 午後 5 時 15 分、早出：始業 午前 7 時 30 分、終業 午後 4 時 00 分、遅出：始業 午前 11 時、終業 午後 7 時 30 分、夜勤：始業 午後 4 時 45 分、終業 翌午前 9 時 15 分	日勤：始業 午前 8 時 45 分、終業 午後 5 時 15 分、早出：始業 午前 7 時 30 分、終業 午後 4 時 00 分、遅出：始業 午前 11 時、終業 午後 7 時 30 分、夜勤：始業 午後 4 時 45 分、終業 翌午前 9 時 15 分
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定休日 (任意)	法定休日 の 日 数	労働させることができる 法定休日における始業及び終業の時刻	労働させることができる 法定休日における始業及び終業の時刻
	① 滝畑ふもと文化財の森センター業務 時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 管理運営業務 文化財保全・活用業務 文化財調査業務	2 人	月曜日、火～日曜日のうち別に定める 3 日、祝休日に替わる日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)	2 人	日勤：始業 午前 8 時 45 分、終業 午後 5 時 15 分、早出：始業 午前 7 時 30 分、終業 午後 4 時 00 分、遅出：始業 午前 11 時、終業 午後 7 時 30 分、夜勤：始業 午後 4 時 45 分、終業 翌午前 9 時 15 分	日勤：始業 午前 8 時 45 分、終業 午後 5 時 15 分、早出：始業 午前 7 時 30 分、終業 午後 4 時 00 分、遅出：始業 午前 11 時、終業 午後 7 時 30 分、夜勤：始業 午後 4 時 45 分、終業 翌午前 9 時 15 分
	② 滝畑ふもと文化財の森センター業務 時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 管理運営業務 文化財保全・活用業務 文化財調査業務	2 人	月曜日、火～日曜日のうち別に定める 3 日、祝休日に替わる日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)	2 人	日勤：始業 午前 8 時 45 分、終業 午後 5 時 15 分、早出：始業 午前 7 時 30 分、終業 午後 4 時 00 分、遅出：始業 午前 11 時、終業 午後 7 時 30 分、夜勤：始業 午後 4 時 45 分、終業 翌午前 9 時 15 分	日勤：始業 午前 8 時 45 分、終業 午後 5 時 15 分、早出：始業 午前 7 時 30 分、終業 午後 4 時 00 分、遅出：始業 午前 11 時、終業 午後 7 時 30 分、夜勤：始業 午後 4 時 45 分、終業 翌午前 9 時 15 分

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超えないこと。☑

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和 8 年 6 月 30 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 河内長野市立滝畑ふもと文化財の森センター長 伊藤 浩吉

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（書面（回覧）による代表者意向表明）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であることを明らかにして実施される投票（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票（チェックボックスに要チェック）

令和 8 年 6 月 30 日

使用者 河内長野市 小川 川

河内長野市 小川 川



(記載心得)

③「労働者数（満 18 歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができざる労働者の数を記入すること。

(1) 「一日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる期間数であって、１日についての延長が可能となる限度となる期間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数で延ばすことができる場合は、所定労働時間を記入すること。また、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間割により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超える時間数として定まる「労働」において、法定労働時間を超えることができる期間であつて、「起算日」に於いて定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間(対象期間において定める1年単位の變形労働時間)により労働する者については、320時間の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、所定労働時間を超える時間数を記入することができる。

5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1日は1週4日未満の休日に留置すること）に労働させることができる日数を記入すること。

7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、周知すること。

10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することと差し支えない。

1. 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外労働）で従事する業務の遂行に通常必要とされざる場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に關する協定の有効期間を括弧書きすること。

2. 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として提出する場合は、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とを区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

3 労働時間等の改定に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改定委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改定委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員長、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改定委員会」の決議と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

別冊 2

報告第 17 号関係

令和 7 年度河内長野市学校給食会の事業及び決算の報告
について

河内長野市教育委員会事務局

令和 7 年度河内長野市学校給食会の事業
及び決算の報告について

河内長野市学校給食会

会 長 小 川 祥

1. 学校給食の実施状況

近年人々のライフスタイルや価値観・ニーズが多様化する中で、不規則な食事、栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加、極端な痩身志向、日本独自の食文化の衰退など、様々な食に関わる問題が発生し、子どもたちを取り巻く食の環境が大きく変化しており、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせることが課題である。

そのため、学校給食は「生きた教材」と言われるが、子どもたちが将来にわたって健康な生活を送ることができるように、児童・生徒の望ましい食習慣の形成、健康増進と体力向上に対してより優れた「生きた教材」となるよう、栄養バランスや食材の厳選はもとより、良く噛む献立の採用など、多彩な献立づくりに精力的に取り組んだ。

また、安全な給食の提供にあたって、食中毒防止のため調理工程を点検し感染防止等衛生管理の徹底を図った。

(1) 給食の実施日数

小学校(全員給食)

第1学期 令和 7年 4月 9日 ～ 7月 14日 (65日)

第2学期 令和 7年 9月 2日 ～12月 23日 (75日)

第3学期 令和 8年 1月 9日 ～ 3月 23日 (47日)

合 計 187日間

米飯給食を週3回(月・水・木)延べ110回、
パン給食を週2回(火・金)延べ77回実施した。

中学校(希望選択制給食)

第1学期 令和 7年 4月 9日 ～ 7月 14日 (62日)

第2学期 令和 7年 9月 2日 ～12月 23日 (69日)

第3学期 令和 8年 1月 9日 ～ 3月 23日 (45日)

合 計 176日間

米飯給食を週3回(月・水・木)延べ102回、
パン給食を週2回(火・金)延べ74回実施した。

南花台中学校(全員給食)

第1学期 令和 7年 4月 9日 ～ 7月14日 (59日)

第2学期 令和 7年 9月 2日 ～12月23日 (69日)

第3学期 令和 8年 1月 9日 ～ 3月23日 (42日)

合 計 170日間

米飯給食を週3回(月・水・木)延べ99回、

パン給食を週2回(火・金)延べ71回実施した。

※南花台中学校については、中学校全員給食のモデル校として、

令和6年4月より先行的に全員給食を実施。

(2) 学校給食費

小学校

低学年 (1・2年) 4, 050円／月(保護者負担額:3, 240円／月)

中学年 (3・4年) 4, 150円／月(保護者負担額:3, 320円／月)

高学年 (5・6年) 4, 250円／月(保護者負担額:3, 400円／月)

※令和7年度は、市が給食費月額2割相当額を負担

中学校

ご飯またはパン(主食)、おかず(副食)、牛乳のセット 320円／食

おかず(副食)、牛乳のセット 260円／食

(3) 経費の負担区分

パン・米飯・副食等の食材の購入に係る費用は保護者の負担とし、学校給食センター等の人件費、光熱水費、その他施設維持管理に必要な費用は市の負担とした。

また、学校給食食材費の物価高騰に対応するため市から補助金が交付され、加えて、令和7年度の小学校給食費については、市が給食費月額2割相当額を負担した。

(4) 供給食数

令和7年度の各小学校等への供給食数

小学校	年間延べ食数 (食)	給食日数 (日)	平均食数 (食／日)
千代田	123,342	187	660
長 野	140,177	187	750
小山田	55,532	186	299
天 野	24,026	186	129
高 向	26,653	187	143
三日市	115,720	187	619
加賀田	37,934	187	203
天 見	14,611	183	80
楠	69,785	187	373
石 仏	38,254	187	205
川 上	53,490	186	288
美加の台	51,805	187	277
南花台	43,344	187	232
学校給食センター	10,890	187	58
合 計	805,563		

令和7年度の各中学校への供給食数

中学校	年間延べ食数 (食)	給食日数 (日)	平均食数 (食／日)
長 野	9,407	162	58
西	2,763	154	18
東	13,625	164	83
千代田	7,464	167	45
加賀田	3,961	144	28
南花台	19,128	170	112
美加の台	5,550	150	37
合 計	61,898		

(5) 献立内容について

献立内容については、新鮮な季節の旬の材料を使用し、また、わが国の伝統行事にちなんだ献立を取り入れるなど、多様化と栄養のバランスを考慮した。

また、毎月19日を基本として「食育の日」を設定し、噛む力を養うため歯ごたえのある献立を提供した。

行事食、季節料理等については次に示すとおりである。

行事、季節、食育の日の料理

令和7年度

月	行事等	献立	旬の材料	河内長野産
4	季節料理	もずくスープ、若竹汁、春野菜のミネストローネ、もずくのかき揚げ 鰯のゆず味噌焼き、たこ焼き風揚げ(たこ)、深川井	キャベツ、グリーンアスパラガス みつば、たけのこ、河内晩柑、甘夏	レタス 甘夏
	入学祝い (1年生給食開始)	カレー、キャベツとコーンのソテー、ゼリー	わかめ、もずく、鰯、たこ、あさり	赤味噌
	世界の料理 (イギリス)	スコッチブロス、ホキのフライ、ポテトサラダ		
	食育の日	ごぼうサラダ		
5	季節料理	えんどうご飯、空豆の塩茹で、スナップエンドウ、フライポテト、ミートポテト 山菜うどん、鰯の塩こうじ焼き、ふきと高野豆腐の煮物、きびなごのから揚げ キャベツとアスパラのソテー、キャベツのおかか和え、鶏肉とじゃが芋の揚げ煮 じゃが芋のそばろ煮、ザワークラウト、春野菜たっぷり味噌汁、鰯の竜田揚げ	山菜(わらび・筍)、空豆、えんどう豆 スナップエンドウ、ふき、さやいんげん たけのこ、グリーンアスパラガス、にら 玉葱、ごぼう、じゃが芋、キャベツ、甘夏	玉葱 レタス きゅうり 赤味噌
	端午の節句	ちまき	鰯、鰹、きびなご、わかめ	
	世界の料理 (モロッコ)	ハリラスープ、モロッカンチキン、モロッカンサラダ		
	食育の日	きびなごの唐揚げ、ごぼうのきんぴら		
6	季節料理	鰯のつけ焼き、麻婆茄子、かぼちゃのミルク煮、トマトスープ、かぼちゃカレー 夏野菜の和風パスタ、キャベツのゆかり和え、枝豆の塩茹で、オニオンスープ 冬瓜汁、枝豆とコーンのサラダ、ゴーヤチャンプルー、ゴーヤチップ ポテトサラダ、とうもろこしのかき揚げ、鰯の梅しそフライ、もずくスープ 豚肉とピーマンのソテー、ピーンズサラダ、キャベツの甘酢漬け、ジャーマンポテト	玉葱、キャベツ、ズッキーニ さやいんげん、枝豆、トマト、ピーマン 赤ピーマン、じゃが芋、かぼちゃ、なす 冬瓜、ゴーヤ、きゅうり、とうもろこし、梅 鰯	レタス 玉葱 きゅうり 赤味噌
	歯と口の 健康週間	玄米ご飯、ライムギパン、まるパン、鰯のつけ焼き、れんこんのきんぴら、小松菜のサラダ とりささみのバーベキューソース焼き、とり肉とこんにゃくの煮物、鰯の梅しそフライ		
	世界の料理 (タイ)	ビーフンスープ、ガバオライス、目玉焼き		
	食育の日	筑前煮、切干大根の煮物		
7	季節料理	夏野菜カレー、冬瓜スープ、鰯の甘酢漬け、 かぼちゃの味噌汁、きゅうりのびり辛和え、かぼちゃとじゃが芋のサラダ ゴーヤとコーンのかき揚げ、かぼちゃのそばろ煮、なすのトマトスパゲッティ	ピーマン、かぼちゃ、ズッキーニ、ゴーヤ きゅうり、冬瓜、なす、トマト、オクラ さやいんげん、とうもろこし	じゃが芋 きゅうり 玉葱
	七夕	七夕汁	パインアップル、鰯	赤味噌
	世界の料理 (アメリカ)	ガンボライス、フライドポテトサラダ(フライドポテト、やさいサラダ)		
	食育の日	切干大根のサラダ		
9	季節料理	鰯の塩焼き、夏野菜のミネストローネ、枝豆の塩茹で、菊花サラダ、かぼちゃの天ぷら ツナピーマン、さつま芋のコロコロサラダ、さつま芋のレモン煮、かぼちゃの煮物 モロヘイヤと卵のスープ、なすの味噌汁、さつま芋チップ、チンゲン菜の浸し	モロヘイヤ、チンゲンサイ、かぼちゃ ピーマン、きゅうり、ズッキーニ さやいんげん、とうもろこし	じゃが芋 玉葱 レタス
	重陽の節句	菊花サラダ	トマト、なす、枝豆、菊の花	赤味噌
	世界の料理 (ベトナム)	フォー、パインミー(とり肉のハーブ焼き、なます)	生しいたけ、しめじ、さつま芋、里芋	
	食育の日	ライムギパン、切干大根のサラダ	鰯	
10	季節料理	おさつパン、きのこご飯、鰯の青じそフライ、チンゲンサイのごま和え なめこ豆腐の味噌汁、けんちん汁、芋煮、鮭のチーズ焼き 鰯のおろしぼん酢かけ、さつま芋とりんごの甘煮、秋のカレー、さつま芋シチュー 豚肉とマカロニの豆乳煮、チンゲンサイのごま和え、カリフラワーのマリネ	チンゲンサイ、カリフラワー、さつま芋、里芋 しめじ、えのき茸、舞茸、エリンギ、なめこ 梨、洋梨、ぶどう、りんご 鮭、鰯、鰯	きゅうり レタス 赤味噌
	中秋の名月	けんちん汁(里芋)、月見団子		
	目の愛護デー	ブルーベリージャム		
	ハロウィン	かぼちゃのクリーミーサラダ		
	世界の料理 (モーリシャス)	カレースープ、ルガイユ、ひよこ豆のサラダ		
	食育の日	さつま芋スティック		
	読書週間	さつま芋シチュー		

行事、季節、食育の日の料理

令和7年度

月	行事等	献立	旬の材料	河内長野産
11	季節料理	さつま芋ご飯、鯖のカレー風味ムニエル、けんちん汁、のっぺい汁、ごぼうのきんぴら 厚揚げと里芋の煮物、鮭のクリームシチュー、ほうれん草の白和え バジルソテー(長芋)、とり肉と根菜の煮物、ブロッコリーのぼん酢和え、ふかし芋 秋刀魚のゆずぼん酢かけ、ほうれん草の浸し、カリカリれんこんのサラダ	カリフラワー、ブロッコリー、白菜 ほうれん草、大根、白葱、ごぼう、れんこん セロリー、長芋、さつま芋、里芋 えのき茸、しめじ、生しいたけ、エリンギ	レタス きゅうり 赤味噌
	和食の日	けんちん汁、秋刀魚のゆずぼん酢かけ、ほうれん草の浸し、手作り昆布ふりかけ	ゆず、りんご、柿	
	世界の料理 (オランダ)	エルテンスープ、キベリング、スタンポット	鮭、鯖、秋刀魚	
	食育の日	磯煮(打ち豆)		
12	季節料理	白菜のクリーム煮、大根の煮物、冬野菜の味噌汁 れんこんの天ぷら、ごぼうサラダ、冬至うどん、白菜のゆず和え 水菜のサラダ、即席漬け(白菜)、冬野菜の酢の物	ブロッコリー、小松菜、ほうれん草 水菜、白菜、キャベツ、セロリー れんこん、大根、ごぼう	さつま芋 大根 みかん
	クリスマス	ジュリエンスープ、ハンバーグ、パスタサラダ	ゆず、みかん、りんご	赤味噌
	冬至	冬至うどん、白菜のゆず和え		
	世界の料理 (スペイン)	ソバ・デ・アホ、カバリア・コン・トマテ、エンペドラッド		
	食育の日	ライムギパン、ごぼうサラダ		
1	季節料理	鯖の照り焼き、鮭の塩焼き、七草粥、煮豆、雑煮、小松菜のサラダ 大根の煮物、紅白なます、冬野菜のクリーム煮、白菜のごま和え かす汁、大阪しろなの煮浸し、冬野菜カレー、ほうれん草と白菜の浸し	ごぼう、れんこん、大根、かぶ、金時人参 キャベツ、大阪しろな、ほうれん草、小松菜 水菜、白菜、春の七草、セロリー	レタス かぶ 白菜
	正月	鯖の照り焼き、七草粥、煮豆(黒豆)、鮭の塩焼き、雑煮、紅白なます	ブロッコリー、カリフラワー	大根
	阪神淡路 大震災の日	かんぱん	ゆず、きんかん、みかん	みかん
	給食週間 (河内長野市産・大阪府の食 材をとり入れた献立)	せんば汁、大阪しろなの煮浸し、お好み焼き、ひるぜん焼きそば、冬野菜カレー 豆腐サラダ、みかん、関東煮、ほうれん草と白菜の浸し、キムチスープ、野菜炒め	鯖	米 赤味噌
	世界の料理 (ウクライナ)	ボルシチ、シャシリク、ミモザサラダ		白味噌
	食育の日	鯨の竜田揚げ		
	かわつちながのday (地産地消給食の日)	冬野菜カレー、豆腐サラダ、みかん		
2	季節料理	大根の味噌汁、ブロッコリーのぼん酢和え、れんこんチップ、石狩鍋 れんこんサラダ、大根サラダ、のっぺい汁、白菜のごま和え ごぼうのから揚げ、ほうれん草の白和え	ブロッコリー、カリフラワー、ほうれん草 小松菜、水菜、白菜、キャベツ、白葱 春菊、セロリー、れんこん、ごぼう、大根	大根 レタス はっさく
	節分	麦ご飯、鯛の生姜じょうゆかけ、節分豆	はっさく	赤味噌 白味噌
	世界の料理 (イタリア)	ミラノ風ミネストローネ、ポロネーゼ、イタリアンサラダ		
	食育の日	れんこんサラダ		
3	季節料理	鯖の塩こうじ焼き、あさりのお吸い物、若ごぼうのきんぴら 菜の花の浸し、キャベツのゆかり和え 小松菜のごま和え、小松菜の浸し	キャベツ、小松菜、菜の花、パセリ みつば、若ごぼう、はるか 鯖、あさり、ひじき、わかめ	大根 レタス 赤味噌
	ひなまつり	ちらし寿司(錦糸卵)、あさりのお吸い物、鯖の塩こうじ焼き、菜の花の浸し、ひしもち		白味噌
	卒業祝い	小学校…赤飯、豆腐の味噌汁、とんかつ、若ごぼうのきんぴら、卒業祝いデザート(クレープ、桜餅) 中学校…赤飯、つみれ汁、とり肉のから揚げ、梅肉和え、卒業祝いデザート(桜餅)		
	日本全国味めぐり (フランス)	クロワッサン、ポトフ、赤魚のハーブ焼き、ニース風サラダ		
	食育の日	小松菜の浸し、味付けじゃこ		

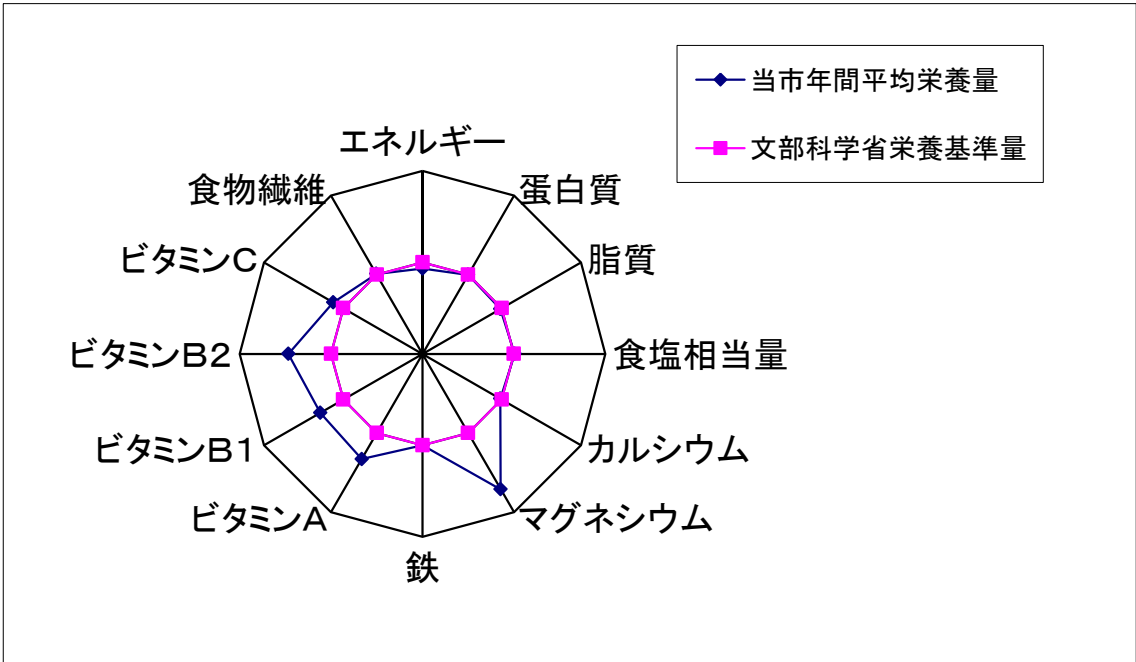
栄養摂取状況について(小学生)

(1食当り月平均)

令和7年度

	エネルギー Kcal	蛋白質 %	脂質 %	食塩相当量 g	カルシウム mg	マグネシウム mg	鉄 mg	ビタミン				食物繊維 g
								A μg	B1 mg	B2 mg	C mg	
4月分	597	16.2	25.8	2.0	348	85	3.3	249	0.67	0.55	28	4.5
5月分	604	16.9	27.1	2.0	344	86	2.9	275	0.50	0.61	27	4.2
6月分	604	16.4	27.4	2.0	334	82	2.9	235	0.52	0.59	28	4.4
7月分	614	16.3	28.4	2.1	344	82	2.8	259	0.45	0.57	30	4.5
9月分	610	16.5	26.9	2.1	346	86	2.9	330	0.48	0.59	26	4.6
10月分	612	16.3	27.2	2.0	351	89	3.2	253	0.50	0.60	28	4.7
11月分	607	16.5	27.7	2.0	341	90	3.1	252	0.51	0.59	25	4.8
12月分	602	16.1	26.3	2.0	354	85	3.0	230	0.53	0.58	30	4.6
1月分	595	16.9	26.0	2.0	348	85	3.0	243	0.50	0.59	32	4.7
2月分	608	16.8	26.8	2.0	333	86	2.8	282	0.51	0.60	26	4.7
3月分	611	16.4	28.1	2.0	338	85	3.1	315	0.51	0.58	30	4.3
平均	606	16.5	27.1	2.0	344	86	3.0	266	0.52	0.59	28	4.5

文部科学省 摂取基準	650	摂取エネルギー 全体の13～20%	摂取エネルギー 全体の20～30%	2未満	350	50	3.0	200	0.40	0.40	25	4.5 以上
---------------	-----	----------------------	----------------------	-----	-----	----	-----	-----	------	------	----	-----------



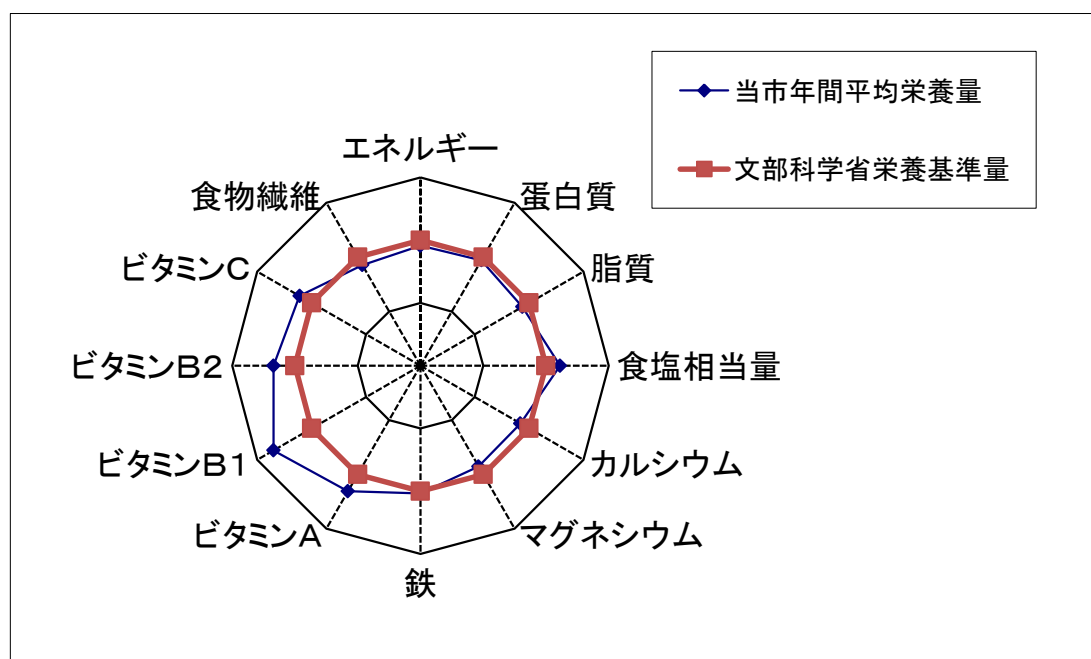
栄養摂取状況について(中学生)

(1食当月平均)

令和7年度

	エネルギー Kcal	蛋白質 %	脂質 %	食塩相当量 g	カルシウム mg	マグネシウム mg	鉄 mg	ビタミン				食物繊維 g
								A μg	B1 mg	B2 mg	C mg	
4月分	797	15.7	24.7	2.7	417	113	5.0	318	0.90	0.66	36	6.4
5月分	793	16.5	26.1	2.8	417	111	4.4	350	0.64	0.72	37	5.9
6月分	801	16.0	26.6	2.8	411	110	4.9	335	0.71	0.72	41	6.7
7月分	794	15.9	26.8	2.7	416	106	4.6	323	0.57	0.68	38	6.3
9月分	798	16.2	25.8	3.0	413	111	4.5	463	0.62	0.72	35	6.5
10月分	800	15.8	26.3	2.8	420	114	4.7	331	0.67	0.71	39	6.6
11月分	795	16.4	26.0	2.8	420	119	4.5	331	0.69	0.71	38	7.0
12月分	789	15.7	25.8	2.8	424	110	4.4	294	0.68	0.70	42	6.5
1月分	774	16.2	24.9	2.7	409	107	4.4	313	0.66	0.71	42	6.6
2月分	788	16.4	25.0	2.8	406	113	4.4	353	0.64	0.71	37	6.4
3月分	809	15.5	25.9	2.7	401	110	4.5	402	0.65	0.68	43	6.4
平均	794	16.0	25.8	2.8	414	111	4.6	347	0.68	0.70	39	6.5

文部科学省 摂取基準	830	摂取エネルギー 全体の13～20%	摂取エネルギー 全体の20～30%	2.5未満	450	120	4.5	300	0.50	0.60	35	7以上
---------------	-----	----------------------	----------------------	-------	-----	-----	-----	-----	------	------	----	-----



2. 学校給食会の事業報告

学校給食事業の適正かつ円滑な運営を目指し、次のような活動を行った。

(1) 理事会の開催

第1回定例理事会 令和7年6月26日

(案件) 令和6年度河内長野市学校給食会会計決算認定について 他5件

第2回定例理事会 令和8年3月27日

(案件) 令和8年度河内長野市学校給食実施日程(案)について 他5件

(2) 専門委員会の開催

年月	献立委員会	物資購入委員会	納入業者選定委員会	指導研究委員会
令和7年 4月	14日 6月分献立の決定について	9日 5月分物資の購入について		
5月	8日 7月分献立の決定について	12日 6月分物資の購入について		
6月	6日 9月分献立の決定について	10日 7月分物資の購入について		
8月	6日 10月分献立の決定について	5日 9月分物資の購入について		
9月	4日 11月分献立の決定について	9日 10月分物資の購入について		
10月	2日 12月分献立の決定について	6日 11月分物資の購入について		
11月	6日 1月分献立の決定について	7日 12月分物資の購入について		12日 給食指導研究会
12月	5日 2月分献立の決定について	8日 1月分物資の購入について		

年月	献立委員会	物資購入委員会	納入業者選定委員会	指導研究委員会
令和8年 1月	13日 3月分の献立の決定について	8日 2月分の物資購入について		
2月	9日 4月分献立の決定について	6日 3月分物資の購入について	20日 令和8年度物資納入業者選定について	
3月	9日 5月分献立の決定について	5日 4月分物資の購入について		

令和7年度河内長野市学校給食会会計収入支出決算書

収 入

(単位:円)

科 目	区 分	収入済額	予算額
1. 給 食 費		189,930,404	191,162,000
	1. 小学校給食費	167,915,416	167,070,000
	2. 中学校給食費	22,014,988	24,092,000
2. 諸 収 入		103,212,416	103,051,000
	1. 試 食 会 費	253,280	232,000
	2. 利 息	23,132	1,000
	3. 口座振替手数料	18,579	20,000
	4. 廃油売却料	369,000	250,000
	5. 補助金	102,548,425	102,548,000
3. 繰 入 金		1,349,069	1,349,000
	1. 前年度繰入金	1,349,069	1,349,000
収 入 合 計		294,491,889	295,562,000

支 出

(単位:円)

科 目	区 分	支出済額	内 訳
1. 主食物資購入費		133,099,768	
	1. 主食物資購入費	133,099,768	米飯代 49,842,192
			パン代 22,353,597
			小・中学校牛乳代 60,903,979
2. 副食物資購入費		158,533,403	
	1. 副食物資購入費	158,533,403	副食物資購入費 158,533,403
3. 諸 支 出		68,178	
	1. 試作材料費	4,466	献立試作材料購入代 4,466
	2. 振込手数料等	63,712	振替・振込手数料 63,712
4. 繰 越 金	1. 翌年度繰越金	2,790,540	
支 出 合 計		294,491,889	

支 出 内 訳 書

(単位:円)

月	科目	1. 主食物資購入費	2. 副食物資購入費	3. 諸支出金		
	区分	1. 主食物資購入費	1. 副食物資購入費	1. 試作材料費	3. 振込手数料等	合 計
4月分	米飯 農協 パン 牛乳	10,281,887 4,207,387 0 1,409,216 4,665,284	(財)大阪府給食会 11,905,719 1,076,319 学校給食会登録業者 10,829,400	0	957	22,188,563
5月分	米飯 農協 パン 牛乳	14,057,301 5,320,274 0 2,253,871 6,483,156	(財)大阪府給食会 17,116,408 1,515,492 学校給食会登録業者 15,600,916	775	3,960	31,178,444
6月分	米飯 農協 パン 牛乳	14,033,447 5,229,529 0 2,296,979 6,506,939	(財)大阪府給食会 15,361,251 1,733,183 学校給食会登録業者 13,628,068	654	4,125	29,399,477
7月分	米飯 農協 パン 牛乳 K&Kフーズ 関西食品	7,347,557 2,684,888 0 1,175,850 3,334,526 99,980 52,313	(財)大阪府給食会 8,605,346 1,097,972 学校給食会登録業者 7,507,374	1,138	3,960	15,958,001
9月分	米飯 農協 パン 牛乳	13,866,521 4,924,871 0 2,581,989 6,359,661	(財)大阪府給食会 15,209,948 1,185,609 学校給食会登録業者 14,024,339	624	10,395	29,087,488
10月分	米飯 農協 パン 牛乳	14,834,926 5,281,338 0 2,695,955 6,857,633	(財)大阪府給食会 17,671,464 1,244,411 学校給食会登録業者 16,427,053	0	3,960	32,510,350
11月分	米飯 農協 パン 牛乳	11,982,319 4,107,387 0 2,286,974 5,587,958	(財)大阪府給食会 15,084,488 1,446,311 学校給食会登録業者 13,638,177	0	3,795	27,070,602
12月分	米飯 農協 パン 牛乳 K&Kフーズ 関西食品	12,619,332 4,825,443 0 2,054,365 5,574,811 56,563 108,150	(財)大阪府給食会 13,342,330 1,497,424 学校給食会登録業者 11,844,906	366	3,960	25,965,988
1月分	米飯 農協 パン 牛乳	10,736,593 3,632,474 363,474 1,697,191 5,043,454	(財)大阪府給食会 13,533,674 1,027,760 学校給食会登録業者 12,505,914	0	4,245	24,274,512
2月分	米飯 農協 パン 牛乳	13,027,618 4,795,240 0 2,272,676 5,959,702	(財)大阪府給食会 15,495,862 1,199,684 学校給食会登録業者 14,296,178	0	4,290	28,527,770
3月分	米飯 農協 パン 牛乳 K&Kフーズ 関西食品	10,312,267 4,052,487 0 1,628,531 4,530,855 65,936 34,458	(財)大阪府給食会 15,206,913 1,056,545 学校給食会登録業者 14,150,368	909	20,065	25,540,154
合計	米飯 農協 パン 牛乳 K&Kフーズ 関西食品	133,099,768 49,061,318 363,474 22,353,597 60,903,979 222,479 194,921	(財)大阪府給食会 158,533,403 14,080,710 学校給食会登録業者 144,452,693	4,466	63,712 68,178	291,701,349

令和7年度河内長野市学校給食会中学校給食預り金会計収入支出決算書

収 入 (単位:円)

科 目	区 分	収入済額
1. 中学校給食預り金	1. 中学校給食預り金	17,505,280
2. 繰入金	1. 前年度繰入金	5,106,340
収 入 合 計		22,611,620

支 出 (単位:円)

科 目	区 分	支出済額
1. 中学校給食費	1. 中学校給食費	13,531,837
2. 預り金返金	1. 預り金返金	3,592,616
3. 繰越金	1. 翌年度繰越金	5,487,167
支 出 合 計		22,611,620